Ⅵ　貸付等の流れ（フローチャート）

前提

次のいずれかに該当する
①介護福祉士
②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した方
③介護職員初任者研修を修了した方（介護職員基礎研修、ホームヘルパー１級、２級課程を修了した方を含む。）

介護サービス事業所・施設等において、介護職員等としての実務経験が１年以上ある
・雇用期間：通算３６５日以上かつ
・介護等の業務に従事した期間（日数）：１８０日以上

離職　　職

直近の介護職員等の離職理由が自己都合の場合は次の場合のみ対象となります
①再就職に転居が伴う又は②直近の離職から再就職する日まで９０日以上経過

北海道福祉人材センター・バンクに介護の資格届出制度又は求職登録をしている

北海道内の介護サービス事業所・施設等に介護職員等として再就職が決定（内定）している
※直接雇用（派遣労働者等は除く）で週２０時間以上勤務

貸付申請

≪貸付申請時に必要な書類≫
①再就職準備金貸付申請書【様式１－３号】
②再就職準備金利用計画書【様式１７号】
③実務経験証明書（雇用証明書等１年以上の実務経験を証明する書類）【様式道社協①号】
④資格者証・修了証明書等の写し
⑤再就職準備金雇用証明書【様式道社協③号】
⑥離職票の写し（直近の介護職員等の離職から再就職する日までの経過期間が９０日未満で、再就職に転居を伴わない方のみ必要）
⑦貸付希望者及び連帯保証人の住民票（原本）※マイナンバー、住民票コード、備考欄の記載がないもの
⑧貸付希望者の戸籍謄本（原本）
⑨連帯保証人の生計（所得）状況が確認できる書類 ※源泉徴収票（写）、課税証明書（原本）、所得証明書（原本）、確定申告（写）等

審査　**決定（貸付）**

≪貸付決定後に提出する書類≫
①借用証書（連帯保証人の連署が必要）、②口座振込指定書
③「貸付希望者」及び「連帯保証人」の印鑑登録証明書
④業務従事等届、⑤返還債務の履行猶予申請書

指定口座へ送金（振込）
返還債務の履行を猶予（申請）

北海道内の介護サービス事業所・施設等に介護職員等として再就職（直接雇用で週２０時間以上勤務）

就労継続２年　※期間を満たすまで、対象業務に従事している証明の提出が必要です。

２年未満で離職

就労継続2年後
業務従事満了届

返還免除

貸付金の返還
（1年以内に一括又は月賦で返還）